

掛川市教育委員会規則第2号

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年3月26日

掛川市教育委員会  
教育委員長

(別紙)

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、幼児教育課」を削り、同条第2項の表を次のように改める。

課 名	係 名
学務課	学務係 施設営繕係
学校教育課	指導係 管理係
社会教育課	社会教育係 スポーツ振興係 文化財係 美術館係 吉岡彌生記念館係

第5条第1項第1号中カ及びキを削り、クをカとし、ケをキとし、同項第2号ア中「学校」を「小学校及び中学校」に改め、同号ウを削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 幼稚園の設置及び廃止に関すること。

第5条第1項第2号エ中「保全」を「管理」に改め、同号中キを削り、クをキとし、同条第2項第2号イ中「生徒の」の次に「学籍及び」を加え、同号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 遠距離通学への支援等に関すること。

第5条第3項を削り、同条第4項第1号ア中「社会教育委員会」を「社会教育委員」に改め、同号中エを削り、オをエとし、カからクまでをオからキまでとし、同号ケ中「掛川市美感ホール」を「美感ホール」に改め、同号ケを同号クとし、同号中コを削り、サをケとし、同号シ中「財団法人掛川市生涯学習振興公社」を「公益財団法人掛川市生涯学習振興公社」に改め、同号シを同号コとし、同号スから同号ソまでを同号サから同号スマまでとし、同号タ中「掛川市青少年問題協議会」を「青少年問題協議会」に改め、同号タを同号セとし、同号中チをソとし、ツを削り、テをタとし、同項第2号アからキまでを次のように改め、同号ク及びケを削る。

ア スポーツの振興に関すること。

イ スポーツ振興事業の企画立案に関すること。

ウ 生涯スポーツの普及、指導及び奨励に関すること。

エ スポーツ関係団体の育成指導及び連絡調整に関すること。

オ スポーツ推進委員に関すること。

カ スポーツ施設の整備及び管理運営に関すること。

キ 小中学校体育施設の開放に関すること。

第5条第4項第3号ウ中「保護」の次に「、保存」を加え、同号エ及びオを削り、同号カ中「国史跡」を「史跡等」に改め、同号カを同号エとし、同項に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

(5) 吉岡彌生記念館係

ア 吉岡彌生記念館の管理運営に関すること。

第5条第5項第1号を次のように改める。

(1) 調整庶務係

ア 事務局内の庶務に関すること。

イ 事務局内の調整に関すること。

ウ 事務局内の公印の管守に関すること。

エ 指定統計その他の統計調査に関すること。

オ 教育委員会に所属する公用車の管理に関すること。

第5条第5項第2号中ウからオまでを削り、カをウとし、キをエとし、同号ク中「教育委員会に属する公用車の管理」を「市長部局との連絡調整」に改め、同号クを同号オとし、同号ケを同号カとし、同項を同条第4項とする。

第6条中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同条第1号に次のように加える。

エ 読書活動の推進に関すること。

第6条第2号ア中「図書館利用者の奉仕」を「図書館奉仕」に改め、同号イ中「利用率向上に関する」を「利用率向上等に係る」に改め、同号ウ中「資料」を「図書、記録、郷土資料等」に、「及び管理」を「、保存及びその利用」に改め、同号エ中「移動図書館用車両等」を「移動図書館車」に改め、同号オを削り、同条第3号イ中「図書館利用者の奉仕」を「図書館奉仕」に改め、同号ウ中「資料」を「図書、記録、郷土資料等」に、「及び管理」を「、保存及びその利用並びに郷土資料の展示」に改め、同号エ中「移動図書館用車両等」を「移動図書館車」に改め、同号オを削り、同条第4号イ中「図書館利用者の奉仕」を「図書館奉仕」に改め、同号ウ中「資料」を「図書、記録、郷土資料等」に、「及び管理」を「、保存及びその利用」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。